

【第4弾・追加募集】 山口市省エネ機器等導入応援補助金

山口市内に事務所等を有する個人事業主及び中小企業者等の、事業継続と経営改善を図るとともに、地域脱炭素の取組を推進するため、省エネ機器や低燃費タイヤの導入に係る経費の一部を補助します。

補助対象者

山口市内に事務所等を有する中小企業者等
(個人事業主や社会福祉法人、医療法人、NPO等の団体含む)

申請期間

令和7年11月10日(月)～12月19日(金)

※申請は1事業者につき1回限り、予算額に達し次第終了

※第1弾、第2弾及び第3弾で補助を受けられた事業者については申請可能ですが、
第4弾(令和7年3月募集)で補助を受けられた事業者は申請いただけません

対象経費 対象事業

省エネ機器又は低燃費タイヤの導入経費(購入・設置・既存機器の撤去・処分費用)

【1】省エネ機器の導入 ※補助対象経費(税抜)の合計が5万円以上

市内の事務所等にトップランナー基準(省エネ基準達成率100%以上)を満たす以下のいずれかの機器を導入する事業

・エアコン、LED照明機器、LED電球、冷凍・冷蔵庫、温水機器(ガス・石油)・エコキュート、ショーケース、複写機・複合機・プリンター、ガス調理機器

【2】低燃費タイヤの導入 ※補助対象経費(税抜)の合計が3万円以上

市内事業者が事業のために使用する事業用車両(緑・黒ナンバー)又は自動車運転代行業に用いる随伴用車両に取り付けるための低燃費タイヤを導入する事業

※対象要件の詳細については、「山口市省エネ機器等導入応援補助金募集要項」(ウェブサイトに掲載)をご確認ください。

補助率及び 補助額

事業	補助率	補助上限額
省エネ機器の導入	補助対象経費(税抜)の2分の1	30万円
低燃費タイヤの導入	補助対象経費(税抜)の4分の1	

申請に関するお問い合わせは下記までご連絡ください。

TEL

083-925-2300 F A X : 083-921-1555

※お電話による受付は平日の9:00～17:00になります。

〒753-0086 山口市中市町1番10号

山口商工会議所 企画推進部



詳細は、
ウェブサイトを
ご覧ください

補助要件

- ・(1)～(3)のいずれかに該当し、(4)～(8)の要件をすべて満たす事業者
- (1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者等(個人事業主や社会福祉法人、医療法人を含む)
- (2) 中小企業団体
- (3) 特定非営利活動法人
- (4) 市内に事業所(店舗)を有し、その事業所(店舗)で実施する事業であること。
- (5) 補助金の申請日において、1年以上継続して事業活動を行っていること。
- (6) 山口市から指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 市税の滞納がないこと。
- (8) 暴力団等反社会的勢力でないこと。

対象経費

・本補助金の交付決定を受けた日から着手して、令和8年1月31日までに、対象事業を実施することを目的に、市内事業者(市内に本社又は本店を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主)を発注先として省エネ機器、低燃費タイヤの導入を行った経費

【対象経費の例】

- ・省エネ機器・低燃費タイヤの購入費用
- ・省エネ機器の据付工事費用
- ・低燃費タイヤの装着費用
- ・機器の更新に係る既存機器の撤去費用

提出資料

・下記の(1)～(7)の書類をすべて提出ください。申請様式は、山口市・山口商工会議所のウェブサイトからダウンロードすることができます。また、申請様式は、市内商工会議所・商工会でも配布しています。

- (1) 山口市省エネ機器等導入応援補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(別紙1)
- (3) 収支予算書(別紙2)
- (4) 履歴事項全部証明書の写し
(個人事業者の場合は直近の確定申告書(税務署が受け付けたことが分かるもの)又はこれに代わるもの及び顔写真付身分証明書の写し)
- (5) 事業実施の内容や見積書等の金額が分かる資料
- (6) 本市が発行する市税の滞納の無いことの証明(申請日前3か月以内に証明されたもの)
- (7) 補助対象事業の発注先事業者の国税庁法人番号サイトの企業情報ページ(個人事業主の場合は顔写真付身分証明書又は住民票)の写し

提出先

提出方法は、原則郵送となります(追跡可能な方法で送付)
〒753-0086 山口市中市町1番10号
山口商工会議所 企画推進部 宛



申請の流れ



< 詳細については、「山口市省エネ機器等導入応援補助金募集要項」をご覧ください。 >